



やくも交通 だより No.1

令和8年4月 日
函館方面八雲警察署
交通課

自転車の違反に青切符制度適用開始

本年4月1日から

自転車乗車中の交通違反に

交通反則通告制度（いわゆる青切符）

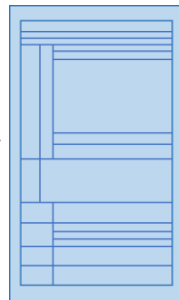
が適用されます



つまり、

自転車での交通違反にも**反則金**が発生する！

ということ



たとえば、

信号無視



6,000円

一時不停止



5,000円

イヤホンの使用



5,000円

携帯電話（スマホ）
の使用



12,000円

など

*これらは、新たに違反になったのではなく、以前からも交通違反です。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

絶対守ろう！！

